

障害年金講座

第13回!

障害年金センター



平素より年金事業にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

「障害年金講座」コーナーでは、市区町村の皆様方向けに、障害年金に関する窓口事務での注意点やよくある返戻事例等、さまざまな情報をお届けしております。

毎号、市区町村の皆様方の日々の業務にお役立てできるよう努めてまいりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

さて、今回のテーマは、

市区町村からの照会の多い事例

です!

(6) 情報連携と子の加算対象者の添付書類について

(1)～(5)までは、「かけはし」第58号～第60号の障害年金講座を参照してください。

Q13

令和元年7月1日以降、日本年金機構では情報連携により、

①平成29年4月1日以降の住民票情報、

②平成29年度(平成28年分)以降の所得情報が確認できると聞きました。

今回、初診日が20歳以降の障害で認定日請求する予定ですが、子があります。子の加算対象者に係る添付書類について、省略できるケース、できないケースを教えてください。(※前提として、子は障害の状態ではないもの、また、障害認定日から請求時まで住民票の世帯が同じ場合とします。)

A13

【生計維持関係】

生計維持関係を確認する「世帯全員の住民票の写し」については、障害認定日が平成29年4月1日以降となる場合は、原則添付が不要ですが、障害認定日が平成29年3月31日以前となる場合は添付が必要です。

また、「子の所得証明」については、障害認定日が平成29年1月1日以降となる場合は、原則添付が不要です。

【身分関係】

身分関係を確認する「戸籍謄本」については、情報連携の対象外となりますので、引き続き、添付が必要です。

具体的な事例は、本誌4頁～5頁をご参照ください。

～具体的な事例～

《事例1》 障害認定日が平成29年4月1日以降となる障害基礎年金を1年以上遡及して請求するケース



《事例2》 障害認定日が平成29年3月31日以前となる障害基礎年金を1年以上遡及して請求するケース



《参考》 障害認定日と子の出生が平成29年3月31日以前で、障害認定日以降に子が出生したケース



- 本誌4頁に記載している《事例1》《事例2》《参考》のケースのそれぞれの場合に必要な添付書類は、次のとおりです。

《事例1》

	障害認定日 (A) 時点	年金請求日 (B) 時点
	平成29年4月1日以降	
生計維持関係	添付不要 (情報連携で確認できるため。) (注1)	
身分関係	○戸籍謄本 障害認定日 (A) 時点、年金請求日 (B) 時点の続柄確認のため、年金請求日以前6か月以内に取得したものがが必要です。 事後重症による請求の場合は、請求日以前1か月以内に取得したものがが必要です。	

(注1)
H29.4.1以降であっても、DV等で必要な情報が情報連携から取得できない場合は、日本年金機構から請求者等に対して、添付書類の提出を依頼することがあります。

《事例2》

	障害認定日 (A) 時点	年金請求日 (B) 時点				
	平成29年3月31日以前	平成29年4月1日以降				
生計維持関係	○世帯全員の住民票の写し (又は戸籍の附票+生計同一申立書等) ○子の所得証明等 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>障害認定日が H28.12.31以前</td> <td>障害認定日が H29.1.1以降</td> </tr> <tr> <td>添付が必要 (注2)</td> <td>添付不要 (注1)</td> </tr> </table>	障害認定日が H28.12.31以前	障害認定日が H29.1.1以降	添付が必要 (注2)	添付不要 (注1)	添付不要 (情報連携で確認できるため。) (注1)
障害認定日が H28.12.31以前	障害認定日が H29.1.1以降					
添付が必要 (注2)	添付不要 (注1)					
身分関係	○戸籍謄本 障害認定日 (A) 時点、年金請求日 (B) 時点の続柄確認のため、年金請求日以前6か月以内に取得したものがが必要です。 事後重症による請求の場合は、請求日以前1か月以内に取得したものがが必要です。					

(注2)
子の所得の確認は、受給権発生日 (注3) 時点の前年の所得 (前年の所得が確定しない場合にあつては前々年の所得) を確認する書類又は子の状況に応じて次の書類が必要です。

子の状況	提示書類
義務教育修了前	不要
高等学校等在学中	在学証明書 又は 学生証の写し

(注3)
受給権発生日は、次のとおりです。
・障害認定日請求の場合… 障害認定日
・事後重症請求の場合… 請求書の受付日

《参考》

	障害認定日 (A) 時点	子の出生 (C) 時点	年金請求日 (B) 時点
	平成29年3月31日以前		平成29年4月1日以降
生計維持関係	○世帯全員の住民票の写し (又は戸籍の附票+生計同一申立書等)		添付不要 (情報連携で確認できるため。) (注1)
身分関係	添付不要 (子の出生前のため。)		
届書関係	○戸籍謄本 子の出生 (C) 時点、年金請求日 (B) 時点の続柄確認のため、年金請求日以前6か月以内に取得したものがが必要です。 事後重症による請求の場合は、請求日以前1か月以内に取得したものがが必要です。 ○障害給付加算額・加給年金額加算開始事由該当届 (様式第229-1号) 障害認定日 (受給権発生日) 後に子が出生した場合は、年金請求書に加えて、様式第229-1号届書の添付が必要です。 (H23.4.1障害年金加算改善法施行以降の取扱いです。)		